

職業安定分科会雇用保険部会(第136回)	参考資料
令和元年12月13日	

参 考 資 料

失業等給付費の今後の収支見込みについて

試算の前提

① 雇用情勢の前提

令和元年度以降の基本手当の受給者実人員については、平成30年度実績（約37万人）をベースとする。

② その他試算に当たっての前提

(収入関係)

- ・ 雇用保険料収入は、平成30年度決算をベースに、令和元年度の雇用保険料率を6/1,000とし、また、平成29年改正において措置された軽減措置が令和2年度～3年度についても引き続き措置されたものと仮定して雇用保険料率を6/1,000で据え置き、令和4年度以降はその措置が終了するものとして雇用保険料率を8/1,000としている。
- ・ 64歳以上の者に係る雇用保険料の徴収免除に係る経過措置が令和元年度末をもって終了するため、令和2年度以降にこの影響を加味している。
- ・ 失業等給付に係る国庫負担については、雇用保険料率と同様に暫定措置が2年間延長されたものと仮定し、令和2年度～3年度までの国庫負担は本則の10/100とし、令和4年以降は雇用保険法附則第14条に基づく暫定措置により本則の55/100としている。

(支出関係)

- ・ 令和元年度以降の支出額については、平成30年度決算額を基本とし、平成30年度実績と比較して大きく変動することが見込まれる育児休業給付と教育訓練給付については、変動を反映している。
- ・ また、失業等給付における各種手当の暫定措置は、法律どおり終了するものと仮定している。
- ・ なお、令和元年度以降の支出額について、予備費相当額（420億円：令和元年度予算ベース）及び今後の制度改正にかかる影響は支出額に計上していない。

③ 育児休業給付にかかる収支を区分

- ・ 育児休業給付に充てる保険料収入として令和2年度以降の雇用保険料率のうち4/1,000相当額を充てることとし、また育児休業給付に係る支出に対応する国庫負担を育児休業給付分の収入としている。
- ・ 育児休業給付に係る支出は、育児休業給付の支給額及び事務費を計上し、この収支による剰余を、今後の育児休業給付の支出に充てるために必要な資金として積み立てるものとしている。

失業等給付及び育児休業給付の財政運営試算

(単位:億円)

【失業等給付の収支】	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	決算	決算	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
収 入	10,881	11,242	11,180	3,962	3,962	8,411	8,411	8,411
支 出	16,402	17,155	17,720	11,936	11,969	11,912	11,874	11,846
う ち 基 本 手 当	5,762	5,725	5,725	5,725	5,725	5,682	5,682	5,682
差 引 剩 余	▲5,521	▲5,913	▲6,540	▲ 7,974	▲ 8,007	▲ 3,501	▲3,462	▲3,435
積 立 金 残 高	57,545	51,632	45,093	37,119	29,112	25,611	22,148	18,714

(単位:億円)

【育児休業給付の収支】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
収 入	7,580	7,587	8,013	8,058	8,107
支 出	6,454	7,008	7,610	8,265	8,978
差 引 剩 余	1,125	579	403	▲207	▲871
資 金 残 高	1,125	1,704	2,107	1,900	1,029

雇用保険料率の弾力条項の見直しについて

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則12/1000(労使折半) (注)平成29年から令和元年度まで10/1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能(弾力条項)
 ※ 積立金を好況期に積み立て、不況期に取り崩すことで景気変動による給付の増減に対応しつつ、機動的に保険料率の引上げ／引下げを可能とすることにより、過剰な積立や積立不足を回避して安定的な財政運営を可能とするもの。
3. 今後、育児休業給付については、別途の保険料率及び資金を設置し、弾力条項の計算における全ての金額から除外

失業等給付に係る弾力条項(見直し前)

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \end{cases} \quad (\rightarrow -4/1000\text{まで})$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \end{cases} \quad (\rightarrow +4/1000\text{まで})$$

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

弾力条項の見直し: 景気変動によって影響を受けない給付については、分母・分子から1年分の給付額を除く。 (これにより、これら給付の1年分の給付を賄う積立金を留保した上で弾力倍率を計算)

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \end{cases} \quad (\rightarrow -4/1000\text{まで})$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \end{cases} \quad (\rightarrow +4/1000\text{まで})$$

注1: 景気変動によって影響を受けない給付とは、教育訓練給付及び雇用継続給付をいう。

注2: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

今年度検討中の制度改革に係る財政影響額について（1年分）

○基本手当の充実 自己都合離職者に係る給付制限期間の見直し ○65歳以上のマルチジョブホルダーへの適用拡大	【財政影響額】 約80億円 最大 約17億円
○失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時限的引下げの延長 1. 失業等給付に係る本則保険料率を時限的に2/1,000引下げ（2年間） 2. 失業等給付に係る国庫負担の暫定措置を時限的に55/100→10/100に引下げ（2年間）	【財政影響額】 ▲ 約3,600億円 ▲ 約1,100億円